

第3章

基本理念と基本目標

1	基本理念（長期的目標）	44
2	基本目標	45

第3章 基本理念と基本目標

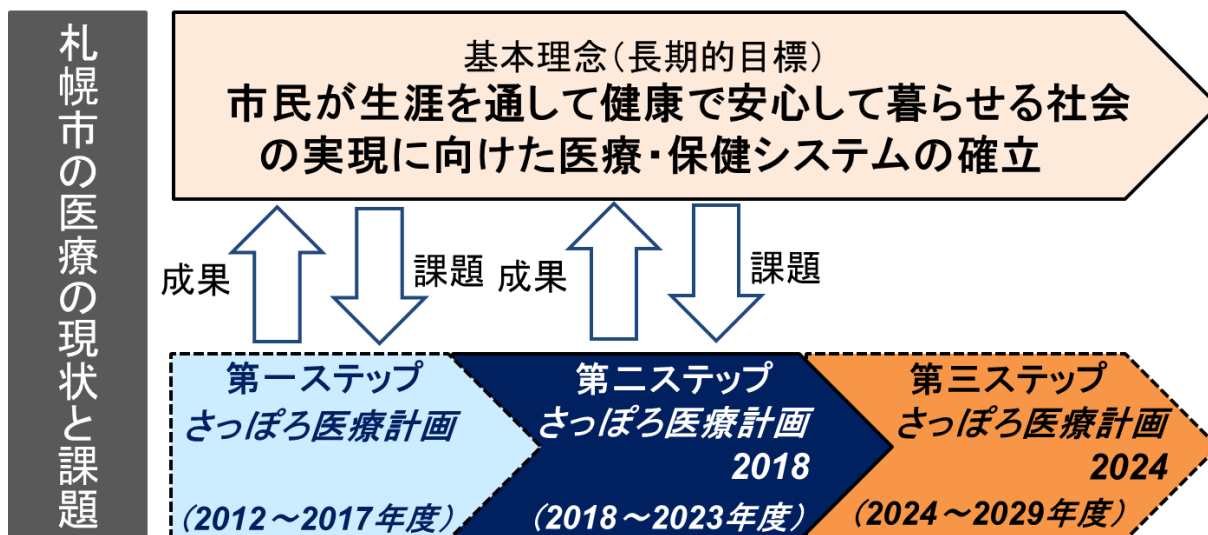
1 基本理念（長期的目標）

さっぽろ医療計画 2018 では、「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を基本理念（長期的目標）とし、各施策を推進してきました。

これまで、高齢化の進展や疾病構造の変化を見据え、必要な医療提供体制の維持・確保や需要の増加する在宅医療提供体制の整備や医療・介護連携の推進などに取り組んできたところですが、今後、高齢者人口はさらに増加する一方で、生産年齢人口は減少する中でも、引き続き、市民が安心して暮らせる医療提供体制等を確保するためには、従来の方針の基本的な方向性に沿って、各施策のさらなる充実・強化を図る必要があります。

このため、本計画の基本理念（長期目標）は、さっぽろ医療計画 2018 を引き継ぎ、「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」とし、さっぽろ医療計画 2018 に続く第三ステップの計画として、望ましい医療体制の確立に向け一貫性を保った施策を推進します。

図3-1-1 計画の基本理念と進め方



2 基本目標

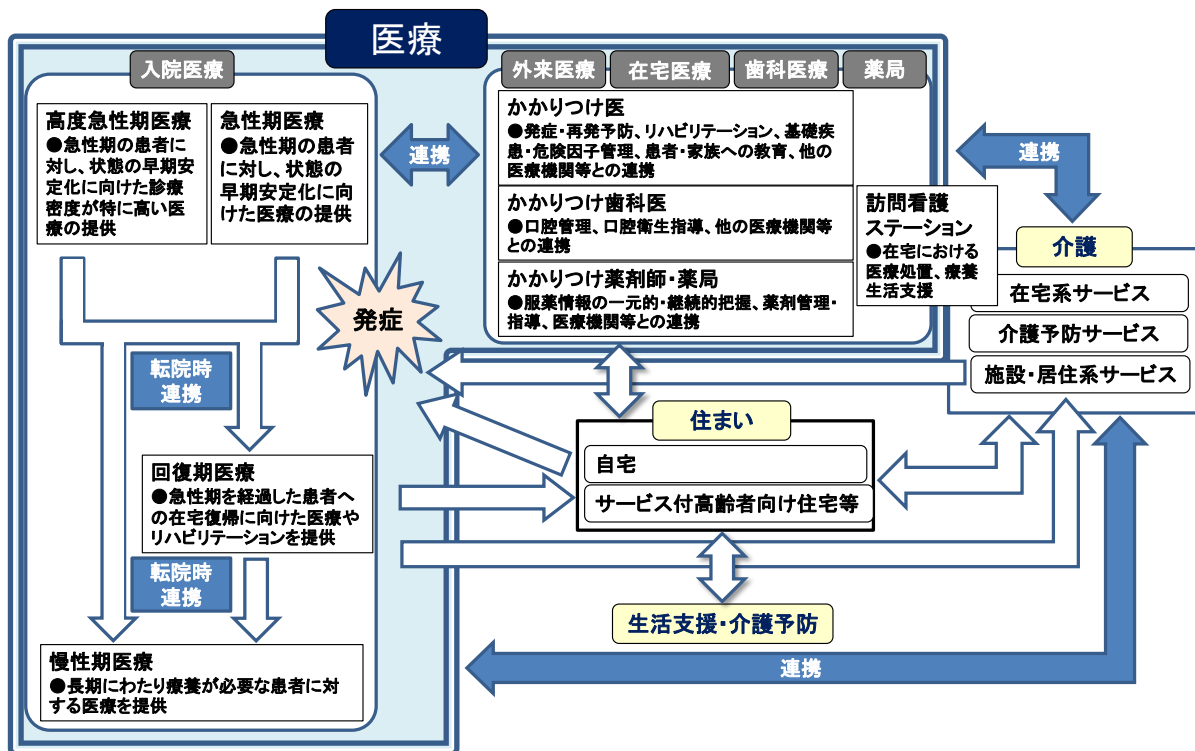
本計画の基本理念である「市民が生涯を通して健康で安心して暮せる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を実現するため、第2章で示した札幌市の医療に求められる課題を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域の安心を支える医療提供体制の整備	
施策の方向性	<p>急速な高齢化の進展による疾病構造の変化や、生産年齢人口の減少による地域医療の担い手不足の中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none">○将来的に持続可能な救急医療体制の確保や、さらなるニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。○北海道胆振東部地震などの大規模災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、有事における札幌市の医療提供体制について再検証を行い、災害や新興感染症に備えた医療体制を強化します。○救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。○デジタル技術の活用により、医療の質の向上とあわせて、医療の効率化・最適化に取り組みます。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①持続可能な救急医療体制の確保②在宅医療提供体制のさらなる充実③災害医療体制の強化④地域医療を支える人材の確保・養成⑤新興感染症に強い医療体制の確保⑥デジタル技術の活用による医療の効率化・最適化

基本目標2 地域と結びついた医療連携体制の構築

<p>施策の方向性</p>	<p>限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。</p> <p>○医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。</p> <p>○摂食機能障害やロコモティブシンドローム¹⁶など、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、デジタル技術等も活用しながら医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。</p>
<p>基本施策</p>	<p>①医療機関の機能分化の推進</p> <p>②医療機関相互の連携強化</p> <p>③医療・介護等の連携強化</p> <p>④デジタル技術の活用による連携強化</p>

図3-2-1 医療機関の機能分化・連携体制



*在宅医療には訪問診療のほか歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護などを含む

¹⁶ 骨や関節、筋肉など運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態

基本目標3 地域の医療体制にかかる情報発信・市民理解の促進

施策の方向性	<p>積極的かつ効果的な情報発信により、医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、医療提供者との情報共有による相互理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none">○医療機関の機能分化・連携の趣旨等についての市民理解を促進します。○かかりつけ医の役割や救急医療機関の適正な利用、人生会議（ACP）等の普及を推進します。○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①医療提供体制や医療のかかり方についての情報発信・市民理解の促進②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

基本目標4 市民の健康力・予防力の向上

施策の方向性	<p>子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。</p> <p>○身近な地域で日常的な診療や健康管理に関する相談を行い、疾病予防・早期発見等の役割を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局などの普及を進め、保健や医療に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。</p> <p>○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携や多職種間の協働により機能充実を図り、情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。</p>
基本施策	<ul style="list-style-type: none">①かかりつけ医などの普及促進②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化④各種健診・検診事業の推進⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進